

(案)

仕 様 書

1 委託業務名

自然共生サイト普及啓発モデル事業業務

2 業務の背景・目的

国は、2023年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、ネイチャーポジティブを目指して、2030年までに陸域及び海域の30%以上を保全するいわゆる「30by30目標」の達成に向けて、2023年度より「自然共生サイト」認定制度の運用を開始し、2025年度からは地域生物多様性増進促進法に基づく認定制度としている。

県内でも、自然共生サイトの拡大を促進するため、自然共生サイトの課題整理・情報収集をし、回復タイプのケーススタディを通じてより実態に即し、申請方法・メリット等を提示した、多様な主体が活用できる手引きを作成する。

3 委託業務の内容

(1) 自然共生サイトモデル事業

自然共生サイトの課題整理・情報収集・ケーススタディを通じ、自然共生サイトの申請準備・申請方法やメリット等が伝わる手引きを作成する。

ア 課題整理

- ・現状の認定状況及び県実施のアンケート調査・申請支援、企業との連携等の成果等を分析して、タイプごとの特徴や自然共生サイト申請に向けた課題を抽出し、手引きの活用対象（県内の保全団体や企業、自治体等）を想定した上で、重点課題を特定すること。
- ・県実施のアンケート調査、申請支援の報告書は受託者決定後に提供する。申請支援は維持タイプを実施している。

イ 情報収集

- ・先進認定事例や国、県内市町村・企業等を対象とした情報収集、企業等との連携、資金スキーム（支援証明書、カーボンクレジット、企業版ふるさと納税、補助金等）等の情報収集をし、手引きに反映すべき成功要因・課題解決事例等の整理を行うこと。

ウ ケーススタディ（1件）

- ・回復タイプの自然共生サイトとなりうる活動を行う県内の団体を受託者が選出し、当該団体に対して、サイト認定にむけた支援を通じたケーススタディを実施すること。
- ・ケーススタディにおいて、企業等との連携など活動の継続性・質を高める試みを実

施すること。地域課題に対する NbS も検討すること。

- ・ケーススタディで得られた知見、メリット等は手引きに反映させる。そのため、県内で他団体等の参考となりやすい事例となるようにすること。
- ・選出する団体は1団体とし、対象団体の決定にあたっては委託者と協議すること。

エ 手引き作成

- ・ア～ウに掲げる事項を十分に反映し、図解、フローチャート等を用いるなど手引き利用者が理解しやすいデザイン、構成の手引きを作成すること。
- ・手引き利用者の活動の継続性や質等を高めることを目的とし、企業との連携や既存制度・関連ツールの活用については、その具体的な活用手順を明示すること。
- ・自然共生サイト認定促進を図るため、成功事例や認定メリット等を提示すること。
- ・手引きの内容は、保全団体や企業、自治体等の県内の多様な主体が活用可能なものとし、回復タイプ以外のタイプの自然共生サイトについても対応させること。
- ・手引きの策定にあたり、実際の利用が想定される団体等に、意見聴取を行い活用しやすい内容とする。
- ・手引きは、広く効果的に普及・活用されることを目的として、WEB版及び冊子版の双方を作成すること。WEB版はWebサイト「あいち生きものステーション」(<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/ikimono/>) 内にて掲載できるよう、Webページのデータを納品すること。
- ・納品後において、国制度の変更等が生じた場合でも、職員が適宜内容を更新できる構成とすること。

(2) その他留意事項

WEB版の手引き作成業務にあたっては、以下の点に留意すること。

- ア 本Webサイトがパソコン及びスマートフォンで、適切に閲覧できること。Edge、Safari、Chrome、Firefoxで閲覧に支障がないようにすること。
- イ 本Webサイトのコンテンツ等を作成する場合は、画像の綺麗さや動きの滑らかさ、サーバーの回線(100Mbps)の負荷低減等に配慮しつつ、委託者と十分調整の上、作成すること。
- ウ 本WebサイトをSNS(Facebook、X(旧Twitter)等)と相互リンクすることにより、支障が生じないようにすること。
- エ あいち生きものステーションのWebサーバーにおける情報の更新については、本県のクライアントパソコンからのみ可能であり、FTP通信による。
- オ Webページは、県職員が容易に情報を更新できるような構成とし、職員用の更新マニュアルを作成すること。
- カ サーバーの構成は以下のとおり。
 - ① ソフトウェア

- WindowsServer2019

- IIS 10.0

- ASP.NET 2.0

- Microsoft Office Professional 2019

② その他の注意事項

- 環境情報システムの他システムに影響が出る可能性があるため、各ソフトウェアについて、異なるバージョンを使用することは認めない。

- 上記以外のソフトウェアを新規導入することは認めない。

③ 委託期間終了後、他の事業者でも本 Web サイトの保守・管理が行えるように構築すること。

④ 利用者が Web ページを印刷する際に書式が崩れないよう配慮すること。

(3) 打合せ協議

本業務の遂行に必要な打合せ協議は密に行うこととし、3回以上実施する。

(4) 報告書作成

課題整理及び情報収集の結果、ケーススタディの実施記録及びとりまとめ、打合せ記録について記載すること。

4 委託業務にあたっての留意点

(1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。

(2) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(3) 受託者は、業務に先立ち事業実施計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。

(4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

(5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

(6) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

(7) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めることとする。

5 成果品の提出

(1) 成果品

ア 業務報告書 2部

イ 業務報告書、記録写真及び関連データ等の電子データ（CD-R） 2部

ウ 手引き（WEB版、冊子版） 一式

エ 完了届 1部

(2) 提出場所

愛知県環境局環境政策部自然環境課